

国立市議会議長 遠藤直弘 様

国是である非核三原則の堅持を求める事に関する意見書の提出を 国に求める事に関する陳情

陳情の趣旨

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、平和憲法を持つ唯一の戦争被爆国として、国会で全会一致で決議された国是です。2025年の防衛白書でも「非核三原則を国是として堅持する」と書かれ、歴代首相が「いかなる政府によっても守られなければならない」と国会で答弁してきました。

核兵器を取り巻く国際情勢は厳しさを増していますが、こうした時代だからこそ、非核三原則は、今後も守られることが望まれます。非核三原則を見直す動きは世界の流れに逆行するものです。

国立市では、2017年6月5日、当時の広島市長をお招きして、被爆アオギリ二世の苗木の植樹式を行い、現在では大きく成長した被爆アオギリ二世を観ることができます。

国立市民の一人として、植物を通して平和の尊さを感じる場所があることに感謝しています。

広島と長崎にもたらされた惨禍は二度と繰り返してはならず、被爆の実相を後代に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けて努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命であります。

よって、国におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う国民の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持されるよう要望いたします。

陳情事項

以下の陳情事項で、国立市議会より国と政府（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、法務大臣、防衛大臣）に対し意見書の提出を求めます。

1、唯一の戦争被爆国としての歴史的責務と、国際的信頼の基盤である平和国家としての理念を重んじ、非核三原則を堅持されるよう強く要望する。